

事 務 連 絡

平成28年5月10日

関係県廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

平成28年5月7日通知した「平成28年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答」を、別添のとおり更新しましたので、お送りします。

平成 28 年 5 月 7 日
(一部追加) 平成 28 年 5 月 10 日

平成 28 年熊本地震に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関する質疑応答

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

問 1 災害廃棄物処理事業において、既に着手、ないしは終了した分についても補助金の対象となるのか。

- 既に着手、ないしは終了した災害廃棄物処理についても、被災市町村が事業主体として実施した分については補助事業の対象となる。
- なお、会計手続のため、見積書、請求書等といった契約に関する書類一式及び処理の状況が判る写真等については、会計手続が始まるまでの間、保管しておいていただきたい。

問 2 倒壊家屋等を、既に個人が自主撤去した場合においても、補助の対象となるのか。

- 既に倒壊した家屋等を自ら解体業者に依頼して撤去した場合についても、後日、被災市町村が、当該撤去を被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものであったと判断した上で、市町村と解体・処理業者との契約に変更する等の措置を講ずれば、今回は特例措置として補助事業の対象となる。(既に個人が支払済でも可)

問 3 これから倒壊家屋等の解体・処理を行いたいと思うが、個人で行っても良いか。

- 個人や中小企業(※)が自主的に解体・処理することについては、緊急やむを得ないものとして、被災市町村が特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものとの判断が必要である。
- 具体的には、家屋等の所有者は関係者の合意を得たうえで、解体・処理業者を同行し被災市町村の窓口に相談及び処理費用の説明等を行っていただきたい。
- その結果、被災市町村が解体・処理費用を含めて適正であると判断し、当該解体・処理業者と被災市町村との契約が成立した場合、今回は特例措置として補助事業の対象となる。

※中小企業とは、中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者(中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業並みの公益法人等を含む)をいう。

【以下、今回追加部分】

問4 中小企業の災害廃棄物については、本件処理事業に該当するのか。

- 中小企業（個人商店を含む）から排出された災害廃棄物は、一般家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されている場合もあることから、市町村が生活環境保全身上特に必要として処理を行った場合は、従来から補助対象である。
- そのため、被災市町村内に事務所を有する中小企業にかかる、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、解体工事と併せ、処理事業の対象となる。

問5 大企業の災害廃棄物についても、本件処理事業に該当するのか。

- 現時点では大企業における被災状況が明らかでないため対応は未定である。
- 東日本大震災の際は、被災市町村内に事務所を有する大企業においても被災が甚大で経営に与える影響が大きく災害廃棄物処理に支障が生じることを考慮して、次の要件のいずれかを満たすものの、がれきの収集・運搬及び処分については、被災市町村が実施する場合には、処理事業の対象とした。なお、大企業の場合には、解体工事は対象としなかった。
 - (1) 地震発生後2月間の売上額若しくは受注額が前年同期に比して100分の20以上減少したもの
 - (2) 被災事業者と被災市町村内に事業所を有する事業者との取引依存度が100分の20以上のもの
 - (3) 被災市町村内にある企業の事務所の従業員数の割合が2割以上のもの

問6 諸経費は対象となるのか。

- 今回、解体工事費を補助対象としたことから、それに必要な諸経費（現場管理費、一般管理費）が必要となることから補助対象経費とする予定。
- なお、東日本大震災や阪神・淡路大震災の際は、「解体工事に要する額の15%以内」とされている。

問7 事務費は対象となるのか。

- 従来は直接必要な消耗品など、対象を限定的としているが、膨大な災害廃棄物の処理にあたって膨大な事務作業が発生することから補助対象経費とする予定であるが、今般の対象範囲と事務費率は未定である。

問8 解体工事費はどこまでが補助対象範囲となるのか。

○家屋等の解体と併せて他の構造物も解体する場合には以下の取り扱いとする予定。

- ①地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）
- ②門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が判断した場合の解体費
- ③擁壁（倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費は除く。）は、対象としない。